

第1回 枚方市教育委員会定例会 会議録							
開会	平成29年1月26日午後2時01分			閉会	平成29年1月26日午後2時16分		
日程番号	議案番号	案 件				結果	
1	報告第10号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について				承認	
2	議案第20号	平成29年度全国学力・学習状況調査の実施について				可決	
構 成 員	教 育 長	奈良 渉		構 成 員	教 育 委 員	神田 裕史	
	教 育 委 員	吉村 雅昭			教 育 委 員	谷元 紀之	
	教 育 委 員	橋野 陽子					
説 明 員	管 理 部 長	君家 通夫		説 明 員	教育環境整備室課長 (教育施設保全担当)	黒川 清	
	学 校 教 育 部 長	若田 透			教育環境整備室課長 (学校規模等調整担当)	兼瀬 和海	
	社 会 教 育 部 長	中路 清			学 校 給 食 課 長 (副参事級)	前村 卓志	
	管 理 部 参 事 長 兼 教 育 環 境 整 備 室 長	益田 正治			教 職 員 課 長	大船 純之	
	管 理 部 参 事 長 兼 次 長	森澤 可幸			児 童 生 徒 支 援 室 課長 (生徒指導担当)	狩野 雅彦	
	学 校 教 育 部 次 長	高橋 孝之			学 務 課 長 (副参事級)	早崎 由子	
	学 校 教 育 部 次 長 兼 教 育 推 進 室 長	花崎 知行			教 育 推 進 室 教 育 指 導 課 長	位田 真由子	
	社 会 教 育 部 次 長	片岡 政夫			教 育 推 進 室 教 育 研 修 課 長 兼 教 育 文 化 セ ン タ ー 館 長	喜多 一友	
	社 会 教 育 部 次 長	山口 俊也			社 会 教 育 課 長	奥野 美佳	
	社 会 教 育 部 次 長 兼 中 央 図 書 館 長	藤丸 知子			放 課 後 子 ど も 課 長	精木 孝充	
	児 童 生 徒 支 援 室 長 兼 課 長 (支援教育担当)	田辺 元美			文 化 財 課 長 (副参事級)	鈴江 智	
	管 理 部 副 参 事	寺西 光治			ス ポ ー ツ 振 興 課 長	五島 真紀子	
	教 育 総 務 課 長 (副参事級)	小菅 徹			中 央 図 書 館 副 館 長 (課長級) (企画担当)	中道 直岐	
	教 育 環 境 整 備 室 課 長 (教育施設整備担当)	藤井 禎人			記 録	教 育 総 務 課 係 長	中島 隆
				傍聴の人数		0人	

○奈良教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

君家管理部長。

○君家管理部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議、全員出席です。

以上、報告を終わります。

○奈良教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回枚方市教育委員会定例会を開会します。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において橋野委員を指名いたします。

それでは、日程1、報告第10号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第10号、臨時代理事項の報告につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

ご報告申し上げますのは、ページ中ほど、臨時代理事項にございますとおり、臨時代理第14号でございます。この件につきましては、教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理いたしましたので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案書2ページをお開きください。

臨時代理事項の内容ですが、このたび12月27日付で大阪府教育委員会より、府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正の通知がございました。

市町村立学校に勤務する府費負担教職員につきましては、当該規則の規定を準用するものとされており、枚方市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則につきましても一部改正を行う必要があることから、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項により、平成29年1月12日付で教育長の臨時代理を行ったものでございます。

次に、内容でございますが、改正箇所につきまして、新旧対照表によりご説明いたします。

4ページをお開きください。

第6条、週休日の振替等につきまして、6行目「第16条（介護休暇）」の後に「、第16条の2（介護時間）」を加えるものでございます。

3ページにお戻りください。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行すると定め、1月12日から施行しております。

以上、甚だ簡単でございますが、報告第10号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷元委員。

○谷元委員 高齢化が進む社会において、介護休暇を必要とする教職員も増えていると思われま。介護休暇の詳細について、簡単でいいですので教えてください。また、介護休暇を取得する場合と介護時間を取得する場合、補充の教員がつくのかどうかについてもお願いします。

○奈良教育長 大船教職員課長。

○大船教職員課長 介護休暇につきましては、被介護人は配偶者、二親等内の親族、配偶者の父母の配偶者で、負傷、疾病、または老齢により日常生活を営むのに支障のある者となっております。

さらに、期間といたしましては、被介護人ごとに4回以内、180日の期間を上限として、1回の上限が90日以内となっております。手続きにつきましては、介護休暇願及び診断書を校長に出し、本来、校長専決でございますが、今は当分の間ということで、あらかじめ市教委の承認を受けなければならないとしておりますので、これに基づきまして、介護休暇の処理についてという文書を求めています。また、介護時間につきましては、これは新たなものでございますが、最初に取得した日から連続する3年の期間ということで、1日につき2時間以内、15分単位で取得できることになっております。手続きとしましては介護時間願と診断書を校長に出すと、同じく市教委へも承認を求めるといってござい。代替につきましては、介護休暇の場合は1日単位で30日以上の場合に必要なに応じて代替がつくことはできますが、介護時間につきましては代替はつきません。なお、両方とも給与については減額措置となっております。

以上でございます。

○奈良教育長 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから報告第10号を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程2、議案第20号「平成29年度全国学力・学習状況調査の実施について」を議題とします。

説明を求めます。

若田学校教育部長。

○若田学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第20号、平成29年度全国学力・学習状況調査の実施について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

初めに、1. 内容でございますが、平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領に基づき、本調査及び保護者に対する調査に参加するものでございます。

次に、2. 目的でございますが、平成29年度全国学力・学習状況調査に枚方市立小中学校が参加することにより、全国的な状況との関係において、本市児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、本市児童・生徒の課題の改善に向けた教育の成果と課題を検証することで、今後の教育施策や教育指導に反映させ、以て本市児童・生徒の学力向上につなげること、また、文部科学省が調査対象として抽出した学校において実施される保護者に対する調査につきましても、参加することにより、家庭状況と児童生徒の学力等の関係について分析し、その結果を本市の教育施策や教育指導の改善・充実に役立てるものでございます。

それでは、平成29年度全国学力・学習状況調査の概要について、ご説明いたします。

別紙2、平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領をごらんください。

1 ページ、調査の目的、名称等につきましては、記載のとおりでございます。また、対象につきましては、小学校第6学年、中学校第3学年に在籍する全児童生徒でございます。

2 ページにお移りください。

調査事項は、国語と算数、数学の各教科に関する調査と学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面に関する質問紙調査が実施され、ページ中ほど、調査実施日等につきましては、平成29年4月18日火曜日に実施が予定されております。

続きまして、平成29年度調査について、28年度からの主な変更点等について、ご説明をさせていただきます。

5 ページをごらんください。

ページ中ほど、(4) 調査結果の活用についてでございます。

6 ページに移っていただきまして、イの(ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データについて、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする、と新たに追記をされました。

ただし、今年度中に文部科学省で策定予定の全国学力・学習状況調査の個表データ等の貸与に係るガイドラインでは、1. 特に必要であると認められない限り、個々の児童・生徒の回答用紙番号及び学校名、または設置者名を明らかにしたデータは貸与しないことを原則とする。2. 個々の学校名、または設置名を明らかにしたデータについては、個表データの貸与前に、当該学校の設置管理者の同意を得られた場合でない限り貸与しないこととすると示されております。

次に、(イ)をごらんください。

各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、①または②のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる、とございます。

また、(ウ)では、各教育委員会においては、平成32年度以降、小学校調査と中学校調査の結果の関係についての継続的な把握・分析結果を踏まえた、教育施策の改善・充実に取り組むことができる、と新たに規定をされております。

小学校調査結果の中学校への送付につきましては、担当部署と協議の上、文部科学省における結果分析に使用される限りにおいて、本調査の目的の範囲を超えない利用に該当するため、枚方

市の個人情報保護条例上、問題がないことは確認済みでございます。

最後に、3点目、11ページをお開きください。

V. 保護者に対する調査、1. 調査の目的をごらんください。

ページ中ほど、2. 調査の対象でございますが、文部科学省が調査対象として抽出した、市町村立小学校児童生徒の保護者となっており、3. 調査事項につきましては、家庭状況と児童生徒の学力等の関係について分析するために、本体調査を受けた児童生徒の保護者を対象に、児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等に関する調査を実施することとなっております。4. 調査実施日等は、平成29年5月の実施予定でございます。

12ページをごらんください。

6. 調査結果の取扱いにつきましては、文部科学省は、調査の回答状況、当該回答状況と本体調査の関係について、国全体の状況及び地域の規模等に応じたまとまりにおける状況を分析した結果を公表し、調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載するということでございます。

以上、昨年度からの変更点、3点について、ご説明をさせていただきました。

なお、本市におきます調査結果の公表につきましては、実施要領に基づき、平成29年度も各学校の授業改善、家庭学習の定着と学力向上に活かしていくことを目的に、今年度と同様に、保護者や市民によりわかりやすく伝えるという観点で公表することを考えております。

以上、議案第20号、平成29年度全国学力・学習状況調査の実施についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもって、平成29年第1回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署 名

奈 良 涉

橋 野 陽 子
